

令和4年度 第1回産業労働部指定管理者審査委員会の概要

会 場：県庁 1101 会議室

日 時：令和4年5月27日（金）午後1時30分から午後2時5分まで

出席委員：岡崎 正彦委員長、手塚 孝樹委員、植村 義弘委員、

鈴木 久美委員、奥山 敦委員

概 要：

①審査委員会の会議の公開について

委員長より、本審査委員会の会議を公開することとして提案があり、異議なく承認された。

②事務局からの説明について

事務局から、募集要項（案）に基づき施設概要、指定管理者の業務、指定管理者の募集に関する事項、管理経費、候補者の選定方法等について説明がなされた。

③質疑応答について

委 員 産業創造支援センターから卒業した企業への支援はあるか。

事務局 施設から退去した企業からの相談に対応しているほか、セミナー等の案内も行っている。

委 員 共益費も無く賃料も割安であるが、入居期間についての基準はあるか。

事務局 管理要綱に基づき、入居期間は原則3年以内としているが、特定の要件を満たすと3年ないし、2年の延長が認められる。

委 員 長期入居者に対し、退去を促す等実施しているか。また退去を促す際、実際に交渉を行うのは県か指定管理者か。

事務局 指定管理者が、入居期限の迫っている企業に対して計画的な退去を促す等の対応を進めている。

委 員 入居者の更新に関する規定はどういったものか。

事務局 3年の入居期間を満了した際は、更新に必要な特定の要件を満たす場合には3年ないし、2年の延長が認められる。また、入居延長を認められた企業が、別の要件の認定・承認を満たした場合は更なる延長も可能である。

委 員 指定管理者の役割に関して、当該施設の火災保険及び施設賠償責任保険の加入が任意となっているのはなぜか。

事務局 火気の使用が想定されないなど、施設の用途上任意としている。

委 員 募集要項2ページ目3.(2)運營業務の③に「デザイン・情報(IT)関連産業の振興に関すること」とあるが、審査項目には関連する項目が無いのはなぜか。

事務局 運営業務の詳細については、事業計画書に記載するものとなっており、審査項目 3 で審査するものとしている。

④採決について

募集要項については原案のとおり承認された。